

群馬県計量行政事務概要

令和 5 年 度

群馬県計量検定所

目 次

I 総説

1	沿革	1
2	所管業務	2
3	内部組織と現員	2
	(1) 内部組織	2
	(2) 現員数	2
4	基準器及び検査設備	3
5	歳入・歳出	4

II 業務

1	計量関係事業の登録及び届出	6
2	適正計量管理事業所の指定	6
3	指定製造事業者	7
4	特定計量器の検定（装置検査を含む）	8
	(1) 年度別検定個数及び手数料実績	8
	(2) 令和5年度検定所要日数及び人員	8
	(3) 令和5年度種類別検定成績表	9
	(4) 検定証印及び装置検査証印	10
5	基準器検査	11
6	実用基準分銅の校正	11

7	特定計量器の定期検査	1 2
	(1) 特定計量器(質量計)定期検査実績	1 3
	(2) 市町村別特定計量器定期検査実績	
	・令和4年度	1 4
	・令和5年度	1 5
8	計量証明検査	1 6
9	依頼検査	1 6
10	指導取締(立入検査)	
	(1) 特定計量器及び商品量目等	1 7
	(2) 届出製造事業者	1 8
	(3) 指定製造事業者	1 8
	(4) 届出修理事業者	1 8
	(5) 計量証明事業者	1 8
11	計量制度の普及啓発事業	
	(1) 計量強調月間事業	1 9
	(2) その他の普及啓発事業	2 0

< 参考資料 >

1	特定市町村	2 1
2	計量関係団体	2 1
3	届出製造事業者一覧	2 2
4	指定製造事業者一覧	2 3
5	届出修理事業者一覧	2 4
6	適正計量管理事業所一覧	2 7
7	計量証明事業登録者一覧	2 8

I 総 説

1 沿革

- 1875 明治 8年 8月 度量衡取締条例の公布に伴い、群馬県商工課内に係が設置される。(定員2名)
- 1891 明治24年 3月 度量衡法が公布される。
- 1893 明治26年 1月 県庁内に常置検定所が設置される。
- 1903 明治36年12月 群馬県度量衡検定所が設置される。
- 1910 明治43年 4月 県庁構内に独立庁舎が新設される。(木造)
- 1928 昭和 3年 3月 衛生研究所との合同庁舎が新設される。(鉄筋コンクリート造)
- 1951 昭和26年 6月 計量法が公布される。
- 1952 昭和27年 3月 群馬県計量検定所と改称される。(定員6名)
- 1953 昭和28年 4月 会計の廃となる。
- 1953 昭和28年12月 検定係・取締係の2係が設けられる。
- 1956 昭和31年 9月 地方自治法の一部改正により県必置機関となる。
- 1957 昭和32年 4月 計量検定所処務規程が定められ、企画課・検定課の2課体制に改められる。
(定員9名)
- 1957 昭和32年11月 群馬県行政組織規則の公布により出先機関となる。
- 1967 昭和42年 6月 計量検定所長事務専決規程が定められる。
- 1968 昭和43年10月 群馬県事務委任規則及び群馬県事務専決規程が定められる。
- 1975 昭和50年 4月 群馬県行政組織規則の一部改正により企画課・検定第一課・検定第二課の3課体制に改められる。(定員13名)
- 1977 昭和52年 4月 計量検定所嘱託員制度が設けられる。
- 1979 昭和54年 3月 前橋市下大島町にタクシーメーター検査場(定置式走行検査場)が設置される。
- 1988 昭和63年 6月 タクシーメーター検査場隣接地に現庁舎新築、タクシーメーター検査施設は庁舎内に設置される。(鉄筋コンクリート造)
- 1992 平成 4年 5月 新計量法が公布される。
- 1993 平成 5年11月 新計量法が施行される。
- 1999 平成11年 7月 地方分権一括法公布に伴い計量法の一部が改正される。
- 1999 平成11年12月 群馬県計量検定所手数料条例が制定される。
- 2000 平成12年 3月 群馬県計量検定所手数料条例施行規則が制定される。
- 2000 平成12年 4月 検定検査業務が自治事務に移行される。
- 2003 平成15年 4月 群馬県行政組織規則の一部改正により総務啓発グループ・検定検査グループの2グループ体制に改められる。(定員11名)
- 2003 平成15年 4月 指定定期検査機関制度が導入される。
- 2003 平成15年 4月 特定商品量目の立入検査等に関する事務を市に権限移譲する。
- 2005 平成17年 4月 群馬県行政組織規則の一部改正により計量検定グループの1グループ体制に改められる。(定員9名)
- 2006 平成18年 4月 特定商品量目の立入検査等に関する事務を新市(みどり市)に権限移譲する。
- 2007 平成19年 4月 伊勢崎市と太田市が特定市に移行する。
- 2008 平成20年 4月 群馬県行政組織規則の一部改正により計量検定係の1係体制に改められる。
(定員8名)
- 2011 平成23年 4月 特定計量器販売事業届出制度に関する事務を全市町村に権限移譲する。

2 所管業務

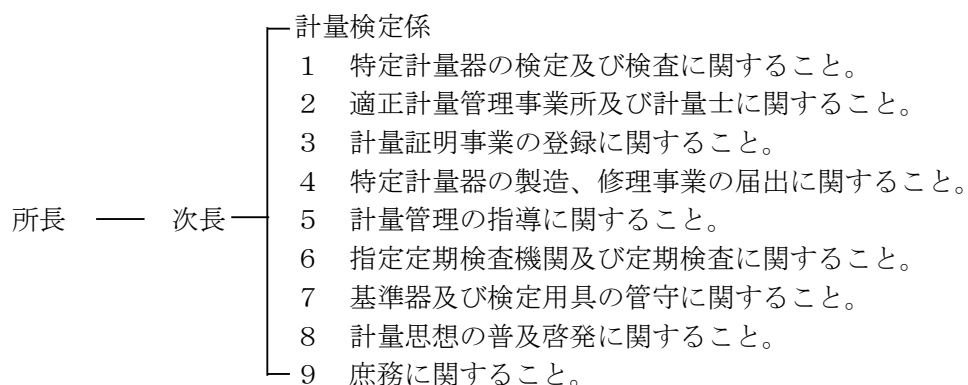
群馬県計量検定所は次に掲げる業務を行います。所管区域は群馬県一円としますが、計量法上の特定市（前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市）内の検査業務は各市が担当します。

- （１）計量器の検定及び検査に関すること。
- （２）計量証明事業の登録に関すること。
- （３）計量思想の普及啓発、計量改善指導及び計量事業の振興に関すること。
- （４）その他計量に関すること。

（県行政組織規則 第142条）

3 内部組織と現員

（１）内部組織



（２）現員数 （職員9名・会計年度任用職員4名 計13名） （令和5年4月1日現在）

区 分										会計年度 任用職員	臨時	計
	所長	次長	係長	主幹	副主幹	主任	主事	主幹専門員 (再任用)	計			
所 長	1								1			1
次 長		1							1			1
計量検定係			①		①							②
			1	1	1	2	1	1	7	4		11
計			①		①							②
	1	1	1	1	1	2	1	1	9	4		13

（注）○内は一般計量教習修了者数

4 基準器及び検査設備

当所で保有している基準器及び検査設備は以下のとおりです。

(1) 基準器

(令和6年3月31日現在)

種 類	型式又は能力	数
基準巻尺	全長2m、全長5m	3
タクシーメーター装置検査用基準器	主ローラー円周の長さ1m	3
特級基準分銅	表す質量1mg～20kg	51
一級基準分銅	表す質量1mg～20kg	47
基準ガラス製温度計	温度の範囲－2～52℃ 他	3
基準フラスコ	全量100mL～10L	7
基準ビュレット	全量200mL	1
液体メーター用基準タンク	全量5. 1L～100L	9
基準液柱型圧力計	圧力の範囲0～200kPa	1
基準重錘型圧力計	最大限界圧力5MPa 他	2
基準台手動はかり	ひょう量50kg 目量20g	1
液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	密度の範囲0. 500～0. 650g/cm ³	2
血圧計用基準圧力計	圧力の範囲0～350mmHg 他	1

(2) 検査設備

種 類	型式又は能力	数
定盤用台		2
天びん台	FBT-180	6
検定・検査台	PKD-180	10
打抜機	ニューコン工業 10-905	1
実用基準分銅(一～三級)	表す質量1kg～20kg	201
二級実用基準分銅	表す質量500kg～1t	35
二級実用基準分銅(バケット型)	表す質量1t	20
一～二級実用基準分銅(組分銅)	真鍮製増しおもり型8個入り他	26
組分銅収納木箱		9
枕型分銅用収納箱		2
定盤	JIS1級 780×500×140 2台他	4
定期検査用架台	組立式	2
防振架台	(900、800、500)×700×800	4
木製ガラス風防ケース	800×700×300	1
質量比較器用防振架台・風防ケース		1
血圧計検査装置	20台掛け	1
ジャッキ	定格荷重1. 5t、2. 0t	2
証印パンチ	L230スプリング付	2
LPガス密度測定用耐圧シリンダー	(株)横田計器製作所 製	1
圧力計	Bu1/2×φ150×150kg/cm ² 他	2
エアーコンプレッサー	SB517236、DCS104A、TFPC07B-10	3
フルタイム4WD用フリーローラー	片輪耐荷重750kg	2
電気式質量比較器	ひょう量 22g～1,100kg、目量 1μg～0.5g	5
電気式質量比較器PCシステム	デスクトップPC1台、ノートPC1台	2
ホイストクレーン	定格荷重2. 0t	1
立入検査用PC	ノートPC	1
タクシーメーター装置検査用PC	ノートPC	1
スポットクーラー	ダイキン	2

5 歳入・歳出

(1) 総括表

(単位:円)

区分 \ 年度	3	4	5
歳入	11,861,370	10,944,205	11,457,149
歳出	26,709,912	27,574,770	26,393,688
差引一般財源	-14,848,542	-16,630,565	-14,936,539

(2) 歳入決算額

(単位:円)

科目 \ 年度	3	4	5
使用料及び手数料	11,170,724	10,188,180	10,658,950
商工使用料	18,454	18,170	18,170
産業政策関係使用料	18,454	18,170	18,170
商工手数料	11,152,270	10,170,010	10,640,780
産業政策関係手数料	11,152,270	10,170,010	10,640,780
諸収入(雑入)	690,646	756,025	798,199
弁償金	576,016	592,731	646,235
雑入	114,630	163,294	151,964
合 計	11,861,370	10,944,205	11,457,149

(3) 産業政策関係手数料(事業別内訳)

(単位:円)

事業別 \ 年度	3		4		5	
	件数・個数	金額	件数・個数	金額	件数・個数	金額
計量証明事業の登録	3	167,400	1	55,800	2	111,600
計量証明事業の登録証の訂正	2	3,540	1	1,770	2	3,540
計量証明事業の登録証の再交付	0	0	1	1,800	0	0
計量証明事業の謄本の交付請求	0	0	0	0	0	0
適正管理事業所の指定	1	2,550	1	2,550	0	0
適正管理事業所の指定検査	0	0	0	0	0	0
指定製造事業者の指定検査	0	0	0	0	0	0
検定	13,048	9,067,970	10,424	8,131,240	11,555	8,070,470
基準器検査 ※	200	390,880	115	130,900	289	513,780
計量証明検査	37	1,470,000	33	1,785,700	43	1,883,800
定期検査	0	0	0	0	0	0
依頼検査(分銅等)	19	1,820	19	1,650	22	2,820
基準器公差適合検査	15	42,110	30	51,800	28	50,370
証明書交付	15	6,000	17	6,800	11	4,400
合 計		11,152,270		10,170,010		10,640,780

※ 基準器検査欄の個数には、検査手数料を減免したもの及び所内備品を基準器検査したものの個数を含まない。

(4) 歳出決算額

(単位:円)

科目 \ 年度	3	4	5
総 務 費	3,453,799	4,448,438	4,420,817
総 務 管 理 費	3,453,799	4,448,438	4,420,817
人事管理費	3,453,799	4,448,438	4,420,817
給料	2,551,116	2,551,116	2,560,404
職員手当	902,683	997,786	1,039,626
共済費	0	899,536	820,787
賃金	0	0	0
財産管理費	0	902,000	0
工事請負費	0	902,000	0
産 業 経 済 費	93,978,398	90,191,222	84,470,170
産業政策費	93,978,398	90,191,222	84,470,170
産業政策総務費	67,268,486	62,616,452	58,076,482
給料	34,082,100	32,304,400	31,466,280
職員手当	18,519,102	19,213,932	16,442,674
共済費	10,768,054	10,993,510	10,062,558
旅費	0	69,610	69,970
交際費	0	0	0
需用費	181,830	0	0
役務費	0	0	0
工事請負費	0	0	0
備品購入費	3,612,400	0	0
負担金補助及び交付金	105,000	35,000	35,000
計量検定所費	26,709,912	27,574,770	26,393,688
報酬	5,696,000	5,696,241	6,114,120
手当	1,129,443	1,043,160	1,167,168
共済費	882,203	946,527	1,152,785
報償費	13,000	16,000	20,000
旅費	208,524	227,711	284,768
需用費	3,043,379	3,476,449	3,219,836
役務費	444,304	429,718	375,478
委託料	13,433,556	15,018,333	13,220,130
使用料及び賃借料	649,276	607,650	783,650
工事請負費	0	0	0
備品購入費	1,156,100	0	0
負担金補助及び交付金	31,127	39,181	31,153
償還金	0	0	0
公課費	23,000	73,800	24,600
合 計	97,432,197	94,639,660	88,890,987

業 務

1 計量関係事業の登録及び届出

適正な計量の実施を確保するために、計量関係事業は登録及び届出制度となっており、事業の区分ごとに特定計量器の製造事業は経済産業大臣、修理事業は知事への届出が必要です。

また、計量証明事業を行う事業者は知事への登録が必要であり、代検査業務を行う計量士については業務の区分ごとに知事へ業務届の提出が必要です。

なお、県下の登録及び届出の状況は次のとおりです。

(1) 登録及び届出実績

(令和6年3月31日現在)

区 分 登録(届出)種別			4年度末の登録 (届出)件数	5年度登録(届出)処理件数		累 計
				新 規	廃 止	
計事業 量業 証者 明※	環 境	質 量	9 1	1	3	8 9
		濃 度	2 9	1	1	2 9
		特定濃度	2	0	0	2
		音圧レベル	1 0	0	0	1 0
		振動加速度レベル	1 0	0	0	1 0
	計	5 1	1	1	5 1	
製 造 事 業 者			1 4 (6)	0	0	1 4 (6)
修 理 事 業 者			2 8	0	0	2 8
代 計 検 量 査 士	定 期 検 査		7 3	5	1	7 7
	計 量 証 明 検 査		4 5	4	1	4 8
計			3 0 3 (6)	1 1	6	3 0 8 (6)

(注) ※は登録制度を示す。

製造事業者欄の()内は県内に従たる事業所を置く者で内数。

2 適正計量管理事業所の指定

経済の発展と産業技術の高度化に伴い、計量の重要性は著しく高まり、計量器を使用している事業所では国際的な規格の認証取得を含め自主的計量管理を進めています。

計量法では、これらの事業所が使用する計量器の検査設備及び計量士による検査体制の確立、計量管理規程の制定等の要件を整え、適正計量管理事業所の指定申請をすることにより、県知事の指定を受けることができます。

指定を受けることによって、特定計量器の定期検査の免除や、法で定められた簡易修理を行うことができますとともに、品質管理及び生産管理等の合理化・標準化を図り、対外的には計量の正確性や品質の安定性等の面での信用を高めることができます。

なお、特定市町村の区域内に所在する事業所については、特定市町村長を経由して申請することになっています。

適正計量管理事業所の標識



指定事業所数等は次表のとおりです。

(令和6年3月31日現在)

業 種	事業者数	指 定 事 業 者 名 及 び 事 業 所 数
複合サービス業	1	日本郵便株式会社 340
製造業（食 品）	2	株式会社日清製粉ウェルナ館林工場 1 クラシエフーズ株式会社新町工場 1
（化 学）	1	信越化学工業株式会社磯部工場 1
（建 材）	1	パナソニック内装建材株式会社 1
（非鉄金属）	1	東洋アルミニウム株式会社箔事業本部群馬製造所 1
流通業（食 品）	1	生活協同組合コープぐんま 8
鉄道運輸業	1	日本通運株式会社 2
百貨店業	1	株式会社高崎高島屋 1
計	9	356

3 指定製造事業者

一定の品質管理体制を整備した届出製造事業者が、製造した特定計量器の自主検査を行い、基準適合証印を表示することにより、検定証印に代える制度です。

指定は経済産業大臣が行い、指定のための検査及び指定後の立入検査は知事が行います。

令和5年度基準適合証印表示数

区 分	事 業 者 数	表 示 数
血 圧 計 第 1 類	2	40, 428
計	2	40, 428

4 特定計量器の検定(装置検査を含む)

正確な特定計量器を供給するため、計量法に基づいて特定計量器の検定を行っています。取引又は証明を目的として使用する特定計量器は、検定(タクシーメーターの場合は装置検査)を受けなければなりません。

検定の実績は次のとおりです。

(1) 年度別検定個数及び手数料実績

(手数料の単位:千円)

計 量 器 の 種 類		3年度		4年度		5年度	
		検定個数	手数料	検定個数	手数料	検定個数	手数料
長さ計	タクシーメーター(装置検査)	1,369	985	1,316	947	1,297	933
	小 計	1,369	985	1,316	947	1,297	933
質量計	非自動はかり	194	653	105	643	125	567
	分銅・おもり	0	0	0	0	0	0
	小 計	194	653	105	643	125	567
体積計	燃料油メーター	1,244	2,611	1,521	3,203	1,325	2,792
	液化石油ガスメーター	7	45	7	45	4	25
	量器用尺付タンク	1,051	3,396	700	2,277	795	2,549
	小 計	2,302	6,052	2,228	5,525	2,124	5,366
圧力計	アネロイド型圧力計	6	1	7	1	7	1
	アネロイド型血圧計(アナログ)	8,700	1,305	5,982	897	7,940	1,191
	アネロイド型血圧計(デジタル)	477	71	786	118	62	9
	小 計	9,183	1,377	6,775	1,016	8,009	1,201
合 計		13,048	9,067	10,424	8,131	11,555	8,067

(2) 令和5年度検定所要日数及び人員

種 別	検 定 日 数			検 定 人 員		
	所内	所在場所	計	所内	所在場所	計
タクシーメーター	39	0	39	149	0	149
質量計	3	44	47	6	86	92
燃料油メーター	0	212	212	0	424	424
液化石油ガスメーター	0	4	4	0	7	7
量器用尺付タンク	0	82	82	0	163	163
アネロイド型圧力計	3	0	3	5	0	5
アネロイド型血圧計	0	21	21	0	42	42
計	45	363	408	160	722	882

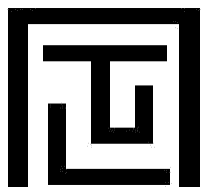
(3) 令和5年度種類別検定成績表

		製 造		修 理		その他		合 計			不合格理由		
		検定個数	不合格	検定個数	不合格	検定個数	不合格	検定個数	不合格	率(%)	器差	構造	漏洩
タクシーメーター(装置検査)		0	0	1,297	3	0	0	1,297	3	0.23	3	0	0
質量計	ばね式指示	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0	0
	電気抵抗線式	62	0	63	0	0	0	125	0	0.00	0	0	0
	誘電式	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0	0
	その他の手動はかり	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0	0
	分銅・おもり	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0	0
小 計		62	0	63	0	0	0	125	0	0.00	0	0	0
体積計	燃料油メーター	0	0	1,325	7	0	0	1,325	7	0.53	7	0	0
	液化石油ガスメーター	0	0	4	0	0	0	4	0	0.00	0	0	0
	量器用尺付タンク	795	0	0	0	0	0	795	0	0.00	0	0	0
小 計		795	0	1,329	7	0	0	2,124	7	0.33	7	0	0
圧力計	アネロイド型圧力計	0	0	0	0	7	1	7	1	14.29	1	0	0
	アネロイド型血圧計(アナログ)	7,940	0	0	0	0	0	7,940	0	0.00	0	0	0
	アネロイド型血圧計(デジタル)	60	0	2	0	0	0	62	0	0.00	0	0	0
小 計		8,000	0	2	0	7	1	8,009	1	0.01	1	0	0
合 計		8,857	0	2,691	10	7	1	11,555	11	0.10	11	0	0

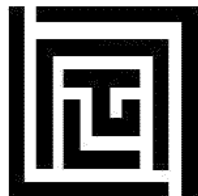
(4) 検定証印及び装置検査証印

合格した特定計量器には、検定証印等（検定証印又は※基準適合証印）又は装置検査証印（タクシーメーターに限る。）が付されます。その形状は次のとおりです。

検 定 証 印



基準適合証印



装置検査証印



※ 基準適合証印とは、届出製造事業者で製造する計量器の品質管理方法が適正であると認められ、経済産業大臣から指定製造事業者の指定を受けた場合に付することができる証印です。

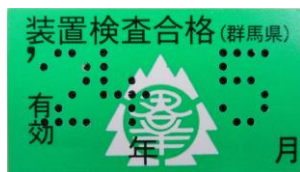
また、有効期間が定められた特定計量器は次のとおりで、検定証印等に有効期限の年月を付するほか、有効期限の表示シールを別途特定計量器に貼付するものもあります。

特 定 計 量 器	有効期間	特 定 計 量 器		有効期間
タクシーメーター	1 年	燃料油メーター	自動車等給油メーター	7 年
水道メーター	8 年		その他のメーター	5 年
ガスメーター	10 年	液化石油ガスメーター		4 年

タクシーメーター用合格シール

自動車等給油メーター用合格シール

取引・証明以外用シール



5 基準器検査

基準器とは計量の標準となる計量器で、当所が行う検定や検査で用いられるほか、計量器の性能等を確認するために特定計量器の届出製造事業者や届出修理事業者等において使用されています。

これら基準器の検査は、適正な計量の標準を維持するために高い精度が要求され、また必要に応じ経済産業大臣(国立研究開発法人産業技術総合研究所)、都道府県知事(計量検定所等)、日本電気計器検定所等が実施しています。このうち当所が実施した基準器検査は次のとおりです。

基準器の種類	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数
タクシーメーター 装置検査用基準器		2 (うち当所備品2)	0	1	0	2	0
基準台手動はかり		0	0	1 (うち当所備品1)	0	0	0
一級基準分銅		49	0	0	0	119	6
二級基準分銅		121	0	92	0	96	1
三級基準分銅		41	0	29	0	119	1
液体メーター用基準タンク (燃料油メーター用)		10 (うち当所備品1)	0	6 (うち当所備品1)	0	7 (うち当所備品3)	0
合 計		223	0	129	0	373	0

6 実用基準分銅の校正

特定計量器検定検査規則第205条に基づき、経済産業大臣が定める方法により、基準分銅と同等以上の精度に調整され、一定の構造条件を満たした分銅を実用基準分銅といいます。

実用基準分銅は、質量計などの検定や検査で用いられるほか、質量計などの性能等を確認するために質量計の製造事業者や修理事業者などでも使用されています。

当所では実用基準分銅等の管理方法を「群馬県質量標準管理マニュアル」として定め、所内の実用基準分銅等について検査や調整を年2回実施し、基準分銅と同様に実用基準分銅を検定検査業務に使用しています。

なお、「群馬県質量標準管理マニュアル」は、平成10年12月1日付け工業技術院計量研究所(現在の国立研究開発法人産業技術総合研究所)から承認を受けました。

令和5年度における実用基準分銅の校正実績は次のとおりです。

実用基準分銅の種類	表す質量等	前期(4月から9月)に 校正した分銅の個数	後期(10月から3月)に 校正した分銅の個数	計
一級実用基準分銅	20kg	58個	58個	116個
	10kg	2個	2個	4個
	5kg以下	7個	7個	14個
	箱入組分銅	(6組) 108個	(6組) 108個	216個
二級実用基準分銅	1t	45個	45個	90個
	500kg	10個	10個	20個
	20kg	25個	25個	50個
	10kg	24個	24個	48個
	5kg以下	85個	85個	170個
	箱入組分銅	(20組) 310個	(20組) 310個	620個
合 計		674個	674個	1348個

7 特定計量器の定期検査

取引及び証明に使用される「はかり」は、2年に1回、定期的に知事の検査を受けることが義務づけられています。（本県では、西暦奇数年度3市4郡、西暦偶数年度5市3郡）

群馬県では、平成15年度から民間能力の活用を図るため、計量法に基づく指定定期検査機関制度を導入し、（一社）群馬県計量協会を指定定期検査機関に指定して定期検査を委託しています。

この定期検査は一般的に日時、場所を指定した集合検査方式ですが、一部の事業所については、所在場所検査方式で実施する場合があります、令和5年度は次表のとおり実施しました。

また、大型はかり、電気式はかりの一部は定期検査に代わる検査として計量士により実施されました。

定期検査済証印



計量士の検査合格シールの例



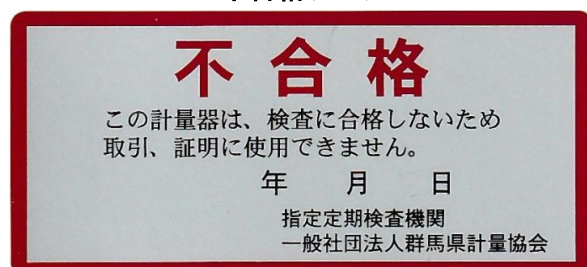
定期検査免除シール



家庭用計量器シール



不合格シール



(1) 特定計量器(質量計)定期検査実績

(手数料の単位: 円)

区 分	年度	受検戸数	検査日数	検査人員	検査場所	検査個数	不合格数	検査手数料
指定場所 検 査	3	856	40.0	82	50	2,366	26	1,212,140
	4	1,182	54.0	112	60	2,831	25	1,375,410
	5	784	39.0	89	40	1,957	19	933,310
所在場所 検 査	3	53	16.0	31	50	205	5	238,350
	4	131	35.0	64	131	443	10	386,760
	5	65	20.0	45	65	231	2	268,720
持込検査	3	2	2.0	3	2	2	0	1,000
	4	8	8.0	14	8	22	0	29,680
	5	0	0.0	0	0	0	0	0
追加検査	3	38	4.0	8	4	65	3	55,350
	4	61	5.0	11	5	177	1	80,720
	5	53	4.0	10	4	110	1	64,630
計	3	949	62.0	124	106	2,638	34	1,506,840
	4	1,382	102.0	201	204	3,473	36	1,872,570
	5	902	63.0	144	109	2,298	22	1,266,660

計 量 士 に よ る 検 査	3	1,178	397.0	23		5,180		
	4	632	337.0	22		4,791		
	5	438	204.0	17		2,298		

(2) 市町村別特定計量器定期検査実績

令和4年度

項 目 市町村別	検査戸数	棒 はかり	手 動 はかり	指 示 はかり	電気式 はかり	小 計			分銅・おもり			合 計		
						個 数	不 合 格	%	個 数	不 合 格	%	個 数	不 合 格	%
桐 生 市	262	2	24	148	238	412	4	1.0	180	1	0.6	592	5	0.8
館 林 市	160	1	18	91	181	291	0	0.0	99	0	0.0	390	0	0.0
渋 川 市	280	0	28	233	322	583	9	1.5	152	0	0.0	735	9	1.2
安 中 市	96	1	22	53	95	171	6	3.5	113	0	0.0	284	6	2.1
み ど り 市	95	0	8	53	104	165	0	0.0	56	0	0.0	221	0	0.0
小 計	893	4	100	578	940	1,622	19	1.2	600	1	0.2	2,222	20	0.9
北 群 馬 郡	榛 東 村	40	0	7	30	70	1	1.4	34	0	0.0	104	1	1.0
	吉 岡 町	59	0	5	24	65	2	2.1	26	0	0.0	120	2	1.7
	小 計	99	0	12	54	98	3	1.8	60	0	0.0	224	3	1.3
吾 妻 郡	中 之 条 町	78	0	18	80	161	2	1.2	94	0	0.0	255	2	0.8
	長 野 原 町	29	0	2	28	50	2	4.0	16	0	0.0	66	2	3.0
	嬬 恋 村	24	1	4	22	45	1	2.2	21	0	0.0	66	1	1.5
	草 津 町	22	0	2	14	36	2	5.6	15	0	0.0	51	2	3.9
	高 山 村	14	0	1	14	21	0	0.0	5	0	0.0	26	0	0.0
	東 吾 妻 町	53	0	3	31	44	0	0.0	16	0	0.0	94	0	0.0
	小 計	220	1	30	189	391	7	1.8	167	0	0.0	558	7	1.3
邑 楽 郡	板 倉 町	25	2	7	9	26	0	0.0	32	0	0.0	76	0	0.0
	明 和 町	32	0	0	29	22	1	2.0	0	0	0.0	51	1	2.0
	千 代 田 町	17	0	5	13	21	0	0.0	27	0	0.0	66	0	0.0
	大 泉 町	50	0	4	49	70	0	0.0	15	0	0.0	138	0	0.0
	邑 楽 町	46	0	7	31	56	2	2.1	44	0	0.0	138	2	1.4
	小 計	170	2	23	131	351	3	0.9	118	0	0.0	469	3	0.6
合 計	1,382	7	165	952	1,404	2,528	32	1.3	945	1	0.1	3,473	33	1.0

令和5年度

項 目 市町村別		検査戸数	棒 はかり	手 動 はかり	指 示 はかり	手動指示 併用はかり	電気式 はかり	小 計			分銅・おもり			合 計		
								個 数	不 合 格	%	個 数	不 合 格	%	個 数	不 合 格	%
沼 田 市		288	2	48	247	1	171	469	7	1.5	246	0	0.0	715	7	1.0
藤 岡 市		162	0	15	150	2	136	303	2	0.7	84	0	0.0	387	2	0.5
富 岡 市		112	0	18	95	1	143	257	0	0.0	87	0	0.0	344	0	0.0
小 計		562	2	81	492	4	450	1,029	9	0.9	417	0	0.0	1,446	9	0.6
多 野 郡	神 流 町	21	0	2	14	2	18	36	0	0.0	15	0	0.0	51	0	0.0
	上 野 村	13	0	0	11	0	10	21	1	4.8	0	0	0.0	21	1	4.8
	小 計	34	0	2	25	2	28	57	1	1.8	15	0	0.0	72	1	1.4
甘 楽 郡	下 仁 田 町	19	0	1	18	0	21	40	3	7.5	6	0	0.0	46	3	6.5
	南 牧 村	19	0	5	15	0	5	25	0	0.0	24	0	0.0	49	0	0.0
	甘 楽 町	33	0	6	24	0	23	53	1	1.9	30	0	0.0	83	1	1.2
	小 計	71	0	12	57	0	49	118	4	3.4	60	0	0.0	178	4	2.2
利 根 郡	片 品 村	22	0	1	14	0	17	32	0	0.0	5	0	0.0	37	0	0.0
	川 場 村	34	0	1	27	0	40	68	1	1.5	2	0	0.0	70	1	1.4
	み な か み 町	99	2	11	105	0	82	200	1	0.5	58	0	0.0	258	1	0.4
	昭 和 村	28	0	1	42	0	35	78	4	5.1	6	0	0.0	84	4	4.8
	小 計	183	2	14	188	0	174	378	6	1.6	71	0	0.0	449	6	1.3
佐 波 郡	玉 村 町	52	0	11	20	0	71	102	2	2.0	51	0	0.0	153	2	1.3
	小 計	52	0	11	20	0	71	102	2	2.0	51	0	0.0	153	2	1.3
合 計		902	4	120	782	6	772	1,684	22	1.3	614	0	0.0	2,298	22	1.0

8 計量証明検査

計量証明事業者が計量証明に使用する計量器は、計量器の種類ごとに定められた周期で都道府県知事が実施する計量証明検査を受検することが義務づけられています。

県内の一般計量証明事業で用いられている計量器は質量計で、運搬車両ごと計量ができる大型はかり等が使用されており、検査の周期は2年に1度と定められています。

また、環境計量証明事業では、濃度計、騒音計及び振動レベル計が使用され、検査の周期は各々3年に1度と定められています。

なお、計量証明検査には、知事が行う検査に代わって、計量士がその検査を行う代検査制度があります。

(1) 一般計量証明事業者が使用する計量器

令和5年度に計量士が実施した計量証明検査に代わる検査

事業所数	検 査 計 量 器							
	台手動はかり		その他手動はかり		電気抵抗線式		合 計	
	検査個数	不適合	検査個数	不適合	検査個数	不適合	検査個数	不適合
39	2	0	1	0	42	0	45	0

(2) 環境計量証明事業者が使用する計量器

令和5年度に当所が実施した計量証明検査を受検した計量器

大 気 濃 度 計			騒 音 計			合 計		
事業所数	検査個数	不合格数	事業所数	検査個数	不合格数	事業所数	検査個数	不合格数
3	10	0	8	32	1	11	42	1

9 依頼検査

一般企業における計量器管理、又は一般消費者からの依頼に伴う精度確認が必要な計量器について計量法令に準じて実施しました。令和5年度の検査実績は次表のとおりです。

計量器の種類	申請件数	検査個数	適合数	不適合数
分銅	1	16	16	0
電気式はかり	0	0	0	0
アネロイド型圧力計	0	0	0	0
アネロイド型血圧計	0	0	0	0
ガラス製温度計	4	6	6	0
合計	5	25	25	0

適合検査区分	申請件数	検査個数	適合数	不適合数
一級基準分銅の基準器公差	2	8	8	0
二級基準分銅の基準器公差	4	20	20	0
三級基準分銅の基準器公差	0	0	0	0
合計	6	28	28	0

10 指導取締(立入検査)

適正な計量の実施を確保するため、特定計量器に係わる事業所、商品量目及び製造事業者等に対し立入検査を実施しました。令和5年度の実施状況は次のとおりです。

(1) 特定計量器及び商品量目等 立入検査

区分 項目		検査戸数	不正戸数	同左率 (%)	検査個数	不正個数	同左率 (%)	検査日数	検査人数
特定計量器	燃料油メーター	1	0	0.0	1	0	0.0	1	2
	質量計	13	4	30.8	87	16	18.4	7	21
	タクシーメーター	8	1	12.5	22	1	4.5	2	4
商品量目		13	1	7.7	330	4	1.2	7	21
帳簿書類	LPガスメーター	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0
	都市ガスメーター等	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0
	水道メーター	8	4	50.0	78,104	3,525	4.5	3	6
苦情処理等		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0
合 計		43	10	23.3	78,544	3,546	4.5	20	54

※ 市部の商品量目検査については権限移譲により各市が実施

書面調査

区分 項目	調査事業所数	要確認事業所数	同左率 (%)	調査個数	要確認個数	同左率 (%)
燃料油メーター	99	21	21.2	875	200	22.9
水道メーター	0	0	0.0	0	0	0.0
LPガスメーター	253	19	7.5	224,268		
合 計	352	40	11.4	225,143	200	0.1

(注) 書面調査は、立入検査の補完的な役割をしています。

(注) LPガスメーターの要確認事業所は書面調査未回答のため、調査個数の中に要確認事業所分は含まれていません。

◎ 立入検査の内訳

ア 特定計量器

区分 特定計量器名	検査 個 数	不正 個 数	不正個数の内訳							不正事業者に対する処置						
			使用 状況	使用 方法	構 造	定期 検査 未受 検	有効 期間	封 印	器 差	不 合 格 分	店 頭 指 導	呼 出 指 導	勸 告	警 告	現 認 書	始 末 書
燃料油メーター	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
質量計	87	16	16	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0
タクシーメーター	22	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合 計	110	17	16	0	0	0	1	0	0	0	16	0	0	0	0	1

イ 商品量目

区 分 項 目			検 査 戸 数	不 正 戸 数	検 査 個 数	不 正 個 数	不正個数内		不正事業所に対する処置					
							過 量	不 足	店 頭 指 導	呼 出 指 導	勸 告	改 善 報 告	警 告	始 末 書
面前計量商品	販 売 店	食 肉 類	9	0	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		魚 介 類	10	1	99	3	0	3	3	0	0	0	0	0
		調 理 食 品	10	0	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		野 菜 類	10	1	69	1	1	0	1	0	0	0	0	0
		そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計			39	2	330	4	1	3	4	0	0	0	0	0

(13) (1)

(1)

(0)

(注) ()内の数字は、実数を示す。

(2) 届出製造事業者

特定計量器届出製造事業者1者に対し、特定計量器を製造した際の検査等について立入検査を実施しました。

事業の区分	検査事業者数	検査日数	検査人員
質量計	1	1	2
計	1	1	1

(3) 指定製造事業者

指定製造事業者2者に対し、品質管理の方法等について立入検査を実施しました。

事業の区分	実施内容	検査日数	検査人員
血圧計第1類	全般検査	1	4
血圧計第1類	全般検査	1	4
計		2	8

(4) 届出修理事業者

特定計量器届出修理事業者2者に対し、特定計量器を修理した際の検査等について立入検査を実施しました。

事業の区分	検査事業者数	検査日数	検査人員
タクシーメーター	2	2	4
計	2	2	4

(5) 計量証明事業者

計量証明事業者に対し、登録内容の確認、事業規程の実施状況及び設備の管理状況について立入検査を実施しました。

事業の区分	検査事業者数	検査日数	検査人員
質量	21	10	20
濃度	10	10	20
音圧レベル	3	3	6
振動加速度レベル	3	3	6
特定濃度	0	0	0
計	37	26	52

(6) 適正計量管理事業所

適正計量管理事業所に対し、指定に係る登録内容の確認、計量管理規程等の実施状況及び設備の管理状況について立入検査を実施しました。

業種	検査事業者数	検査事業所数	検査日数	検査人員
複合サービス業	1	4	1	2
製造業（食品）	1	1	1	2
計	2	5	2	4

1 1 計量制度の普及啓発事業

(1) 計量強調月間事業

11月1日の計量記念日を中心に、11月の1か月間を計量強調月間として定め、広く県民に計量についての正しい知識と理解を広めるとともに、計量器を使用する事業所等における計量思想の一層の高揚と計量管理技術、品質保証の向上及び消費者利益の確保を図ることを目的として、次のとおり各種事業を実施しました。

ア 広報活動

- ・群馬県計量検定所掲示コーナー等にポスター・標語ポスターを掲示しました。
- ・ラジオにて計量強調月間事業の情報を放送し、計量思想の普及を図りました。
- ・群馬県ホームページに記事を掲載し、暮らしの中の計量相談についてPRを実施しました。
- ・広く県民に公募した計量強調月間標語によるポスターを作成し、届出製造事業者及び届出修理事業者など計量関係事業者へ掲示を依頼しました。（351か所）

【計量強調月間標語】「計量で 社会の安心 可視化する」
「正しく計る責任感 そこから得られる安心感」

イ 計量思想の普及啓発活動

- ・各自治体が主催する消費生活展等（11月）に群馬県計量検定所が出展し、パネルの展示や重さ当てゲーム等を実施するほか、計量啓発用物品（ウェットティッシュ、パズル付き定規、クリアファイル、風船、リーフレット等）の配布を行う。

■実施自治体 4自治体（伊勢崎市、沼田市、館林市、千代田町）

■参加者 3,000名程度

- ・各自治体が主催する消費生活展等（11月）で、計量コーナー・計量関係展示パネルの展示を希望した自治体に、群馬県計量検定所の計量関係展示物品を貸与するとともに、計量思想啓発用物品（ウェットティッシュ、パズル付き定規、クリアファイル等）を配付しました。

■貸与物品 計量関係展示パネル2枚

■貸与自治体 1自治体（前橋市）

■配付自治体 6自治体（前橋市、高崎市、太田市、安中市、中之条町、邑楽町）

ウ 子供向け啓発活動

子ども達が日頃何気なく使っているはかりや計量について、その重要性和有効性を伝え、関心を持ち正確にはかりを使ってもらうため、次のとおり、はかりの工作教室を開催しました。

- ・群馬県生涯学習センターと連携し、11月4日（土）に群馬県計量検定所会議室で、小学生7名、保護者等8名、計15名に参加いただき、おもしろ科学教室「さおばかりを作ろう」を開催しました。

- ・計量への関心や計量管理の重要性を認識してもらうことを目的として、県内4会場（4自治体）で、夏休みはかりの工作教室「さおばかりを作って重さをはかろう！」を開催しました。

- 実施自治体 4自治体（前橋市、館林市、藤岡市、吉岡町）
- 実施時期 7月下旬～8月上旬
- 対象 小学3～6年生

（2）その他の普及啓発事業

ア 暮らしの中の計量相談窓口の開設

日常生活で使用する家庭用計量器（ヘルスマーター、キッチンスケール、ベビースケール）の精度等の相談や、商品量目及び燃料油メーター等の苦情相談に対応するため、通年で群馬県計量検定所内に一般消費者のための相談窓口を開設しました。

＜参考資料＞

1 特定市町村（計量法第10条）

本県では、前橋市、高崎市、伊勢崎市及び太田市が特定市となっており特定計量器定期検査等を行っております。

- （１）前橋市 市民部 共生社会推進課 消費生活センター
前橋市大手町二丁目 12-1 前橋市議会庁舎 1 階 TEL 027-898-1756
- （２）高崎市 商工観光部 商工振興課
高崎市高松町 35-1 TEL 027-321-1256
（高崎市計量検査所 高崎市足門町 1658 TEL 027-384-8552）
- （３）伊勢崎市 産業経済部 商工労働課 消費生活センター
伊勢崎市今泉町 2-410 TEL 0270-20-7301
- （４）太田市 産業環境部 産業政策課
太田市浜町 2-35 TEL 0276-47-1834

2 計量関係団体

（１）一般社団法人群馬県計量協会

設立年月日 … 昭和 44 年 5 月 6 日（平成 24 年 4 月 1 日一般社団法人化）
事務所所在地 … 前橋市下大島町 81-13 TEL027-263-8217 群馬県計量検定所内
会員数 … 227 名（令和 5 年 4 月 1 日現在）
事業内容 … 計量行政の補完を担い、次の事業を行っています。
①民間消費者に対する計量思想の啓蒙普及
②商工業者に対する計量管理指導
③計量器の精度確認事業
④群馬県、前橋市、伊勢崎市及び太田市からの指定定期検査機関の
指定を受け特定計量器定期検査を実施
⑤計量記念日事業
⑥関係官庁及び関係団体との連絡協調
⑦県証紙売りさばき事業

（２）一般社団法人群馬県計量検査センター

設立年月日 … 昭和 46 年 2 月 16 日（平成 25 年 4 月 1 日一般社団法人化）
事務所所在地 … 高崎市足門町 1658 TEL027-384-8552 高崎市計量検査所内
会員数 … 56 名（令和 5 年 4 月 1 日現在）
事業内容 … 高崎市における計量行政の補完を担い、次の事業を行っています。
①定期検査・計量証明検査に代わる計量士による検査
②計量管理検査
③高崎市からの指定定期検査機関の指定を受け特定計量器定期検査を
実施
④計量器の取扱方・使用方法の指導
⑤計量記念日事業への協賛

3 届出製造事業者一覧

(令和6年3月31日現在)

	事業者	住 所	事業所の所在地	事業区分（略称）						
				タク シー メーター	質 量 計	分 銅 等	燃 料 油 メーター	液 化 石 油 ガ ス メーター	量 器 用 尺 付 タ ン ク	血 圧 計
※	平和衡機(株)	〒370-0006 高崎市問屋町3-5-5	〒370-0072 高崎市大八木町611		① ② ★	○				
	(株)タツノ	〒108-8520 東京都港区三田3-2-6	〒370-0851 高崎市上中居町575-2				☆	○		
	トキコシステム ソリューションズ(株)	〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区 鶴見中央3-9-27	〒371-0847 前橋市大友町2-15-2				☆	○		
※	日本精密測器（株）	〒377-0293 渋川市中郷2508-13	左に同じ							① ②
	(株)タイガーカワシマ	〒374-0134 邑楽郡板倉町大字粕谷2876	左に同じ		① ② 充					
	日本光電富岡(株)	〒161-8560 東京都新宿区西落合1-31-4	〒370-2314 富岡市田篠1-1							①
	東邦車輛(株)	〒370-0614 邑楽郡邑楽町大字赤堀4120	左に同じ						○	
	(株)イシダ	〒606-8392 京都府京都市左京区聖護院 山王町44	〒370-0046 高崎市江木町1728		★					
	オリヒロ(株)	〒370-0073 高崎市緑町4-5-20	〒370-0081 高崎市浜川町590-22		ホ 充					
	オリヒロ エンジニアリング(株)	〒370-2463 富岡市神成478-3	〒370-0081 高崎市浜川町590-22		ホ 充					
	(株)富士製作所	〒375-0017 藤岡市篠塚15	左に同じ		捕					
	澁谷工業(株)	〒920-8681 石川県金沢市大豆田本町甲58	〒370-0883 高崎市剣崎町2-1		充 捕 他					
	(株)カワタ	〒550-0011 大阪府大阪市西区阿波座1-15-15	〒370-0046 高崎市江木町1460-3		ホ					
※	アンリツ(株)	〒243-0032 神奈川県厚木市恩名5-1-1	〒370-0841 高崎市栄町4-11 原地所第2ビル		充 捕					

(注) 事業区分中の数字は種別を示す。(26ページ参照)
 燃料油メーター欄の☆印は自、小、大、定
 質量計欄の★印はホ、充、コ、捕、他
 ※印は県内に従たる事業所を置く届出製造事業者

4 指定製造事業者一覧

(令和6年3月31日現在)

指 定 番 号	事 業 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日	事 業 区 分
2 8 1 0 0 1	日本精密測器(株)	〒370-0293 浜川市中郷 2508-13	平成9年6月30日	血圧計第一類
2 8 1 0 0 3	日本光電富岡(株)	〒370-2314 富岡市田篠 1-1	平成27年10月9日	血圧計第一類

5 届出修理事業者一覧

(令和6年3月31日現在)

事業者	住所	事業所の所在地	事業区分 (略称)						
			タクシメーター	質量計	自重計	燃料油メーター	液化石油ガスメーター	圧力計	血圧計
群馬トヨタ自動車(株)	〒370-0045 高崎市東町80	〒379-2154 前橋市天川大島町1034 ほか6カ所	○						
(有)高崎計装	〒370-1201 高崎市倉賀野町6319	左に同じ 及び 〒379-2151 前橋市下長磯町548	○						
(株)寺岡精工	〒146-8580 東京都大田区久が原5-13-12	〒370-1201 高崎市倉賀野町2194-2		① ② 捕他					
東芝テックソリューションサービス(株)	〒141-8664 東京都品川区東五反田2-17-2	〒370-0069 高崎市飯塚町458-2		①					
平和衡機(株)	〒370-0006 高崎市問屋町3-5-5	〒370-0072 高崎市大八木町611		① ②		自小定			
(株)群馬テスター	〒379-2165 前橋市上長磯町225	〒371-0132 前橋市五代町1012-3			○				
関東いすゞ自動車(株)	〒370-1202 高崎市宮原町1-21	左に同じ			○				
G N ロジパートナーズ(株)	〒371-0854 前橋市大渡町2-1-8	左に同じ			○				
(有)高山自動車整備工場	〒370-1301 高崎市新町438	左に同じ			○				
関越日本油機(株)	〒371-0847 前橋市大友町2-5-9	左に同じ				☆			
ルプテクノサービス(株)	〒370-0857 高崎市上佐野町282-1	〒373-0842 太田市細谷町164-3				自小			
(株)飯野	〒371-0802 前橋市天川町1681-7	左に同じ							① ② ③
大木理工機材(株)	〒370-0874 高崎市中豊岡町801	左に同じ							① ② ③
昭和理化学器械(株)	〒376-0014 桐生市広沢町間ノ島193	左に同じ							① ② ③
(株)ユニオン	〒370-0862 高崎市片岡町3-2-11	左に同じ							① ② ③

事業者	住所	事業所の所在	事業区分（略称）						
			タクシーメーター	質量計	自重計	燃料油メーター	液化石油ガスメーター	圧力計	血圧計
(有) 橋本測器	〒379-2106 前橋市荒子町187-2	左に同じ							① ② ③
(株) ダイイチトレーディング	〒379-2224 伊勢崎市西小保方町336	左に同じ				☆			
東邦車輛(株)	〒370-0614 邑楽郡邑楽町大字赤堀4120	左に同じ			○				
磯部機工(株)	〒379-0127 安中市磯部2-13-1	左に同じ		① ②				① ②	
日本光電富岡(株)	〒161-0031 東京都新宿区西落合1-31-4	〒370-2314 富岡市田篠1-1							①
(株) 岡部メーター商会	〒544-0013 大阪市生野区巽中2-24-6	〒370-0813 高崎市本町95-1 (シンセイタクシー(株)内)	○						
沼田自動車協会	〒378-0061 沼田市岡谷町692	左に同じ			○				
(有) 赤石重機	〒372-0022 伊勢崎市日乃出町575-1	〒370-0314 太田市新田市野井町387-2			○				
(株) コウショウ	〒370-1201 高崎市倉賀野町2439	左に同じ				自小			
(株) ジョーシン・シャックス	〒370-0857 高崎市上佐野町701	〒377-0027 渋川市金井464-1			○				
(有) 赤城総合整備	〒371-0232 前橋市茂木町48-2	〒371-0232 前橋市茂木町33-1	○						
(有) トーモリーテック	〒374-0045 館林市入ヶ谷町甲1612	左に同じ				自小大			
(株) イシダ	〒606-8392 京都府京都市左京区聖護院 山王町4 4 番地	〒370-0046 高崎市江木町1728		①					

(注) 事業区分中の数字は種別を示す。 ☆自、小、大、定

特定計量器届出製造事業者及び修理事業者の事業区分の略称

タクシーメーター	・・・	タクシーメーターを製造、修理する事業
質量計		
①：質量計第1類	・・・	非自動はかりのうち、検出部が電気式のものを製造、修理する事業
②：質量計第2類	・・・	非自動はかりのうち、検出部が電気式以外のものを製造、修理する事業
ホ：ホッパースケール	・・・	自動はかりのうち、ホッパースケールを製造、修理する事業
充：充填用自動はかり	・・・	自動はかりのうち、充填用自動はかりを製造、修理する事業
コ：コンベヤスケール	・・・	自動はかりのうち、コンベヤスケールを製造、修理する事業
補：自動補足式はかり	・・・	自動はかりのうち、自動補足式はかりを製造、修理する事業
他：その他の自動はかり	・・・	ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール、自動補足式はかり以外の自動はかりを製造、修理する事業
分銅等	・・・	分銅又はおもりを製造、修理する事業
自重計	・・・	自重計を製造、修理する事業
燃料油メーター		
自：自動車等給油メーター	・・・	自動車等給油メーターを製造、修理する事業
小：小型車載燃料油メーター	・・・	小型車載燃料油メーターを製造、修理する事業
大：大型車載燃料油メーター	・・・	大型車載燃料油メーターを製造、修理する事業
定：定置燃料油メーター	・・・	自動車等給油メーター、小型車載燃料油メーター、大型車載燃料油メーター、微流量燃料油メーター以外の燃料油メーターを製造、修理する事業
液化石油ガスメーター	・・・	液化石油ガスメーターを製造、修理する事業
量器用尺付タンク	・・・	量器用尺付タンクのうち、自動車に搭載するものを製造、修理する事業
圧力計		
①：圧力計第1類	・・・	アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式のもの（アネロイド型血圧計を除く）を製造、修理する事業
②：圧力計第2類	・・・	アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式以外のもの（アネロイド型血圧計を除く）を製造、修理する事業
血圧計		
①：血圧計第1類	・・・	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のものを製造、修理する事業
②：血圧計第2類	・・・	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式以外のものを製造、修理する事業
濃度計		
①：濃度計第1類	・・・	濃度計（酒精度浮ひょう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器及びガラス電極式水素イオン濃度指示計を除く）を製造、修理する事業
②：濃度計第2類	・・・	ガラス電極式水素イオン濃度検出器を製造、修理する事業
③：濃度計第3類	・・・	ガラス電極式水素イオン濃度指示計を製造、修理する事業

6 適正計量管理事業所一覧

(令和6年3月31日現在)

事業者名	住 所	事業所及び所在地
日 本 郵 便 (株)	〒100-8798 東京都千代田区大手町2-3-1	前橋中央郵便局 〒371-8799 前橋市城東町1-6-5 ほか340事業所 (内訳) ○ 前橋市 の区域 47事業所 ○ 高崎市 の区域 65事業所 ○ 伊勢崎市の区域 24事業所 ○ 太田市 の区域 21事業所 ○ その他 の区域 184事業所
日 本 通 運 (株)	〒105-8322 東京都港区東新橋1-9-3	アカウントセールスビジネスユニット 北関東ロジプロ営業部国内貨物課 〒370-0071 高崎市小八木町305 ほか1事業所 (内訳) ○ 高崎市 の区域 1事業所 ○ 太田市 の区域 1事業所
(株)日清製粉ウェルナ	〒101-8441 東京都千代田区神田錦町1-25	館林工場 〒374-0052 館林市栄町6-1
ク ラ シ エ フ ー ズ (株)	〒108-0022 東京都港区湾岸3-20-20	新町工場 〒370-1301 高崎市新町2330
信 越 化 学 工 業 (株)	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-4-1	磯部工場 〒379-0127 安中市磯部2-13-1
パ ナ ソ ニ ッ ク 内 装 建 材 (株)	〒571-8686 大阪府門真市大字門真1048	〒378-0035 沼田市井土上町135
東 洋 アル ミ ニ ウ ム (株)	〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町3-6-8	箔事業本部 群馬製造所 〒370-0105 伊勢崎市境伊与久3062
(生 協) コ ー プ ぐ ん ま	〒376-8523 桐生市相生町1-111	コープ昭和店 〒371-0034 前橋市昭和町3-30-9 ほか7事業所 (内訳) ○ 前橋市 の区域 1事業所 ○ 高崎市 の区域 2事業所 ○ 伊勢崎市の区域 1事業所 ○ 太田市 の区域 1事業所 ○ その他 の区域 3事業所
(株)高崎高島屋	〒370-8565 高崎市旭町45	左に同じ

※ 計9事業者 (357事業所)

7 計量証明事業登録者一覧

(令和6年3月31日現在)

事業 者	住 所	事業所の所在地	事業区分			
			質 量	濃 度	音 圧 レ ベル	振 動 加 速 度 レ ベル
(株)加藤商店	〒370-0501 邑楽郡千代田町福島243-2	〒370-0501 邑楽郡千代田町福島字殿の内243-1	○			
小川工業(株)	〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-1-4-1003	〒373-0026 太田市東本町53-75	○			
富田商事(有)	〒372-0822 伊勢崎市中町699-2	左に同じ	○			
墨東化成工業(株)	〒130-0025 東京都墨田区千歳1-8-14	〒373-0071 太田市原宿町2900	○			
久松商事(株)	〒371-0055 前橋市北代田町691	左に同じ	○			
(株)小林資源	〒372-0032 伊勢崎市北千木町1639-1	左に同じ	○			
正起金属加工(株)	〒470-2531 愛知県知多郡武豊町大字富貴字中田1-20	〒370-0504 邑楽郡千代田町舞木字宿林2809	○			
(株)ヨシオカ	〒373-0803 太田市矢場町2709	左に同じ	○			
(株)ワイケー	〒370-1201 高崎市倉賀野町3409-5	左に同じ	○			
(有)金田芳明商店	〒370-2316 富岡市富岡1587	左に同じ	○			
(有)宗長商会	〒379-2152 前橋市下大島町547	〒379-2152 前橋市下大島町546	○			
栗原紙材(株)	〒116-0014 東京都荒川区東日暮里1-27-9	〒370-0312 太田市新田村田町543-1	○			
皆川商事(株)	〒174-0041 東京都板橋区舟渡1-9-11	〒379-2215 伊勢崎市赤堀今井町1-194-1	○			
(株)小林産業	〒372-0023 伊勢崎市粕川町1823	左に同じ	○			
(有)深澤商事	〒372-0804 伊勢崎市稲荷町11-2	左に同じ	○			
岡田鋼商(株)	〒371-0017 前橋市日吉町4-32-3	左に同じ	○			

事業 者	住 所	事業所の所在地	事業区分			
			質量	濃度	音圧レベル	振動加速度レベル
黒田興業(株)	〒130-0026 東京都墨田区両国4-38-16	〒373-0826 太田市古戸町1244	○			
(有)清水貞商店	〒373-0006 太田市成塚町1143-1	〒373-0006 太田市成塚町1187-3	○			
寺崎 則子	〒370-0603 邑楽郡邑楽町中野4443-10	〒373-0853 太田市浜町24-53	○			
小林 貴弘	〒373-0013 太田市市場町1074-12	〒373-0819 太田市新島町368-1	○			
森岡 繁樹	〒373-0861 太田市南矢島町446	左に同じ	○			
上電通運(株)	〒376-0101 みどり市大間々町大間々611-1	〒376-0101 みどり市大間々町大間々338-1	○			
(有)小又商店	〒376-0011 桐生市相生町2-226-1	〒379-2201 伊勢崎市間野谷町1417	○			
(株)ナカダイ	〒140-0004 東京都品川区南品川2-4-5	〒379-2122 前橋市駒形町1326	○			
(有)大石商店	〒373-0041 太田市別所町485	左に同じ	○			
(株)木村铸造所	〒411-0905 静岡県駿東郡清水町長沢1157	〒379-2304 太田市大原町2092-5	○			
(有)金田又介商店	〒326-0044 栃木県足利市助戸3-507	〒373-0014 太田市植木野町179-1	○			
(有)屋敷治二商店	〒379-0116 安中市安中5-1-39	〒379-0133 安中市原市悪途久保東71	○			
(株)ジョーシン・シャックス	〒370-0857 高崎市上佐野町701	左に同じ	○			
今井前橋資源(有)	〒371-0037 前橋市上小出町2-39-10	左に同じ	○			
信越化学工業(株)	〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-1	〒379-0195 安中市磯部2-13-1	○			
(株)片桐商店	〒371-0854 前橋市大渡町1-18-1	左に同じ	○			
(株)群馬県化成産業	〒379-2107 前橋市荒口町150-1	左に同じ	○			

事業 者	住 所	事業所の所在地	事業区分			
			質量	濃度	音圧レベル	振動加速度レベル
(株)エコ計画	〒338-0837 埼玉県さいたま市浦和区仲町4-2-20	〒377-0024 渋川市大字祖母島字神田原2708-5	○			
ウブカタ資源(株)	〒378-0022 沼田市屋形原町2113	左に同じ	○			
佐波新田清掃(株)	〒370-0102 伊勢崎市境上渕名1124-4	〒379-2235 伊勢崎市三室町4030-1	○			
(株)加藤製作所	〒140-0011 東京都品川区東大井1-9-37	〒373-0015 太田市東新町823	○			
マチダコーポレーション(株)	〒379-2122 前橋市駒形町618	左に同じ	○			
フジメタルリサイクル(株)	〒144-0053 東京都大田区蒲田本町2-33-8	〒379-2305 太田市六千石町169	○			
上越鋼業(株)	〒370-0871 高崎市上豊岡町560-10	左に同じ	○			
鶴川興業(株)	〒371-0804 前橋市六供町705	〒371-0816 前橋市上佐鳥町751-1	○			
(株)ジョーシン・シャックス	〒370-0857 高崎市上佐野町701	〒373-0012 太田市清原町4-7	○			
掛川商事(株)	〒370-0807 高崎市歌川町1	〒379-0115 安中市中宿986	○			
ラサ工業(株)	〒104-0031 東京都中央区京橋1-1-1	〒372-0853 伊勢崎市国領町449-7	○			
信越化学工業(株)	〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-1	〒379-0224 安中市松井田町人見1-10	○			
(株)小林	〒379-2236 伊勢崎市八寸町4760	〒379-2236 伊勢崎市八寸町4712	○			
(株)群桐産業	〒379-2304 太田市大原町78-1	〒379-2301 太田市藪塚町3201	○			
(株)カネダ	〒144-0044 東京都大田区本羽田1-26-16	〒370-0612 邑楽郡邑楽町新中野130-23	○			
(株)ログ	〒373-0847 太田市西新町13-3	左に同じ	○			
(有)高尾商店	〒370-0514 邑楽郡大泉町朝日3-11-38	〒370-0615 邑楽郡邑楽町篠塚馬場2780	○			

事業 者	住 所	事業所の所在地	事業区分			
			質量	濃度	音圧レベル	振動加速度レベル
リバー(株)	〒130-0000 東京都墨田区緑1-4-19	〒372-0801 伊勢崎市宮子町1211-9	○			
東毛清掃(株)	〒370-1115 佐波郡玉村町大字五料162-1	左に同じ	○			
佐伯商事(株)	〒371-0857 前橋市高井町1-13-4	〒376-0144 桐生市黒保根町下田沢1900-813	○			
(有)坂東資源	〒372-0827 伊勢崎市八斗島町822-177	左に同じ	○			
庭前紙業(株)	〒371-0044 前橋市荒牧町13-41	〒371-0231 前橋市堀越町588-1	○			
(株)佐藤商店	〒379-2117 前橋市二之宮町257-4	左に同じ	○			
リプロテック(株)	〒371-0101 前橋市富士見町赤城山1204-115	左に同じ	○			
(株)エコTRY	〒114-0023 東京都北区滝野川7-48-11	〒374-0042 館林市近藤町690-2	○			
都築鋼産(株)	〒123-0865 東京都足立区新田1-10-19	〒370-0703 邑楽郡明和町下江黒654-1	○			
サイボウ環境(株)	〒379-0113 安中市大谷1900-1	左に同じ	○			
新和鋼業(株)	〒379-2304 太田市大原町2243-2	左に同じ	○			
(株)YAMANAKA	〒212-0012 神奈川県川崎市幸区中幸町3-3-1	〒370-1117 佐波郡玉村町大字川井1730-1	○			
栗原紙材(株)	〒116-0014 東京都荒川区東日暮里1-27-9	〒370-0854 高崎市倉賀野町2453-3	○			
(株)両毛資源開発	〒376-0011 桐生市相生町3-547-1	左に同じ	○			
(株)安藤	〒373-0015 太田市東新町572	左に同じ	○			
(株)イトウ	〒373-0847 太田市西新町115-14	左に同じ	○			
ウブカタ資源(株)	〒378-0022 沼田市屋形原町2113	〒377-0008 渋川市渋川1225-1	○			

事業 者	住 所	事業所の所在地	事業区分			
			質量	濃度	音圧レベル	振動加速度レベル
上毛資源(株)	〒371-0857 前橋市高井町1-13-4	〒371-0131 前橋市鳥取町159-3	○			
丸政商事(株)	〒377-0008 渋川市渋川1200	〒377-0027 渋川市金井303-1	○			
(株)ツネジ坂本商店	〒370-1201 高崎市倉賀野町2643	左に同じ	○			
(有)松村商店	〒370-1401 藤岡市鬼石571-1	左に同じ	○			
(株)群桐エコロ	〒370-0351 太田市新田大町600-26	左に同じ	○			
(株)ツネジ坂本商店	〒370-1201 高崎市倉賀野町2643	〒370-0014 高崎市元島名町407-1	○			
東邦車輛(株)	〒370-0614 邑楽郡邑楽町赤堀4120	左に同じ	○			
(株)ホージュン	〒379-0133 安中市原市1433-1	〒379-0115 安中市宿110	○			
東邦亜鉛(株)	〒100-8207 東京都千代田区丸の内1-8-2	〒379-0115 安中市宿1443	○			
リムーヴ・テクノロジー(株)	〒370-0718 邑楽郡明和町大輪2580-5	左に同じ	○			
(株)トモエガスセンター	〒144-0053 東京都大田区蒲田本町1-2-5	〒370-0021 高崎市西横手町字堀合1-13	○			
(株)NEXIA	〒379-2104 前橋市西大室町1314-6	左に同じ	○			
上毛資源(株)	〒371-0857 前橋市高井町1-13-4	左に同じ	○			
河村商事(株)	〒486-0953 愛知県春日井市御幸町3-3-7	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿4093-2	○			
ウブカタ資源(株)	〒378-0022 沼田市尾形原町2113	〒378-0002 沼田市横塚町85-1	○			
東金属(株)	〒370-0313 太田市新田反町町131	〒370-0321 太田市新田木崎町1404-11	○			

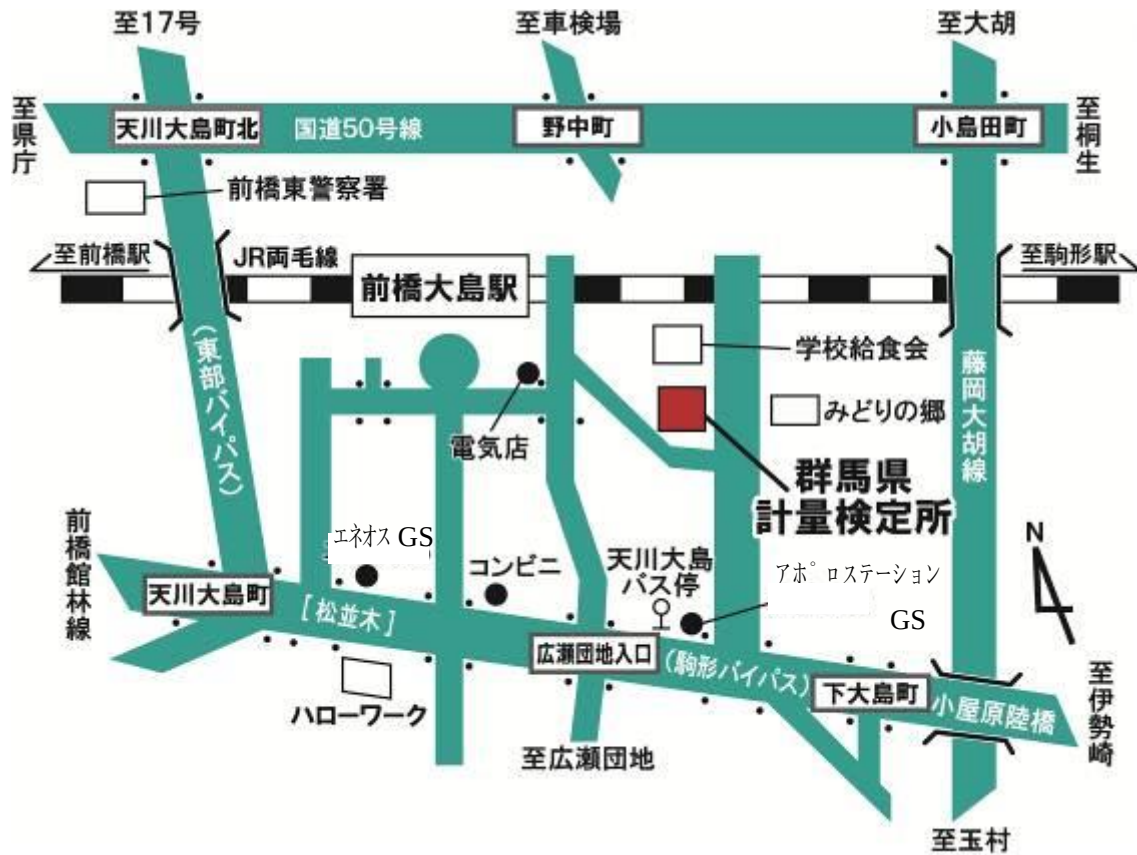
事業 者	住 所	事業所の所在地	事業区分			
			質 量	濃 度	音 圧 レ ベ ル	振 動 加 速 度 レ ベ ル
(株)インフォマテックヨシヤ	〒376-0011 桐生市相生町3-800-28	左に同じ		大 水 土	○	○
ユーロフィン日本環境(株)	〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦2-1-13	〒375-0014 藤岡市下栗須387-2		大 水 土	○	○
(株)環境技研	〒370-3511 高崎市金古町1709-1	左に同じ		大 水 土 特	○	○
(株)群馬分析センター	〒370-0886 高崎市下大島町625	左に同じ		大 水 土 特	○	○
瑞晃化学(株)	〒370-1201 高崎市倉賀野町1201	左に同じ		大 水 土		
(株)不二ケミカル	〒376-0011 桐生市相生町2-835	左に同じ		大 水 土		
(公財) 群馬県健康づくり財団	〒371-0005 前橋市堀之下町16-1	左に同じ		大 水 土		
シバタ環境科学(株)	〒370-2341 富岡市下黒岩581-1	左に同じ		大 水 土	○	○
バリノ・サーヴェイ(株)	〒114-0014 東京都北区田端1-25-19	〒375-0011 藤岡市岡之郷字戸崎559-3		水 土		
関東電化産業(株)	〒377-0008 渋川市渋川1497	左に同じ		大 水 土		
(一社) 群馬県薬剤師会	〒371-0013 前橋市西片貝町5-18-36	左に同じ		大 水 土		
(株)総合環境分析	〒226-0003 神奈川県横浜市緑区鴨居1-13-2	〒370-0603 邑楽郡邑楽町中野127-6		大 水 土		
(有)アライ計量事務所	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1255-9	左に同じ		大 水 土		
(株)ヤマト	〒371-0844 前橋市古市町118	左に同じ		水 土		
東芝環境ソリューション(株)	〒230-0034 神奈川県横浜市鶴見区寛政町20-1	〒373-0847 太田市西新町14-7		水 土		
(株)環境分析センター	〒379-2131 前橋市西善町179-4	左に同じ		水 土		
(株)環境アシスト	〒370-1201 高崎市倉賀野町2925-3	左に同じ		大 水 土	○	○

事業者	住所	事業所の所在地	事業区分			
			質量	濃度	音圧レベル	振動加速度レベル
(株)エコセンター	〒377-0804 吾妻郡東吾妻町大字岩井471-17	左に同じ		大 水 土	○	○
(株)ミツバ環境ソリューション	〒376-0013 桐生市広沢町1-2789-1	〒376-0122 桐生市新里町野598		大 水 土	○	○
昭和環境分析センター(株)	〒374-0033 館林市堀工町1884-28	左に同じ		大 水 土		
(有)吾妻分析センター	〒377-1308 吾妻郡長野原町大字大津417	左に同じ		大 水 土		
(株)環境評価機構	〒379-0135 安中市郷原2996-2	左に同じ		大 水 土		
プロファ設計(株)	〒379-2214 伊勢崎市下触町629-1	〒379-2214 伊勢崎市下触町626-1		大 水 土	○	○
(株)食環境衛生研究所	〒379-2107 前橋市荒口町561-21	左に同じ		水 土		
雪国アグリ(株)	〒378-0005 沼田市久屋原町143-3	〒378-0126 沼田市白沢町上古語父185		水 土		
全国農業協同組合連合会	〒100-6832 東京都千代田区大手町1-3-1	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1661		水 土		
(株)江東微生物研究所	〒133-0057 東京都江戸川区西小岩5-18-6	〒374-0039 館林市美園町12-11		水 土		
(株)東日本肥料	〒370-0426 太田市世良田町1099	左に同じ		水 土		
C A L E C (同)	〒375-0024 藤岡市藤岡786-1	左に同じ			○	○
アクアセント(株)	〒370-2316 富岡市富岡259-2	左に同じ		水 土		
その他6社						

注1 濃度欄において、大は大気中、水は水中、土は土壌中に含まれる物質の濃度を示す。

注2 濃度欄において、特は特定濃度（大気中・水中又は土壌中のダイオキシン類の濃度）を示す。

案内図



群馬県計量検定所

〒379-2152 群馬県前橋市下大島町81-13

TEL 027-263-2436

FAX 027-263-3142

E-mail: keiryou@pref.gunma.lg.jp